

路線バス利用者向け小浜駅前駐車場利用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小浜市営駅前駐車場を利用し、名田庄線または西日本ジェイアールバス若江線（以下「若江線」という。）に乗り継ぐ者に対して、路線バス利用者向け小浜駅前駐車場利用助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、路線バスの利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成金と対象となる者は、市税に滞納がない者であって、次に掲げる者とする。

- (1) 小浜市内に居住する人
- (2) 小浜市内に所在する事業所または団体

(対象経費)

第3条 この助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、小浜市営駅前駐車場（以下「駐車場」という。）に自動車を駐車し、その同一日に名田庄線または若江線に乗り継いだ場合の、駐車場の駐車料金とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、対象経費の額とする。ただし、駐車場の利用1回につき500円を上限とする。

2 前号の対象経費について、この助成金以外の助成または補助を受けている場合は、この助成金を受けることができない。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を申請および請求しようとする者（以下「申請者」という。）は、路線バス利用者向け小浜駅前駐車場利用助成金申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、駐車場の領収書および名田庄線または若江線の乗車を証明できる領収書や乗車証明書等の写しを添えて、市長に申請および請求しなければならない。

2 前項の申請および請求は、駐車場を利用した日から起算して30日以内または利用日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない、

(助成金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、路線バス利用者向け小浜駅前駐車場利用助成金決定通知書（様式第2号）をもって当該申請者に交付を決定した旨を通知し、申請者の指定する金融機関に口座振替により助成金を交付するものとする。

2 市長は、当該月の初日から末日までに提出された申請書に係る助成金を翌月末までに支払うものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、申請または請求に虚偽または不正があったときは、申請者に対する助成金の交付を取り消し、その全部を返還させるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。